

**Tax Accountant Information Network System** 

#### SERIES TAINS解体新書

### 子会社の財務改善や資産状態の悪化 -DESと株式評価損-



·----- 草間 典子<sub>[足立</sub>

#### はじめに

子会社の財務状況や資産状態が悪化 した際に、親会社は債権放棄等を考え る場合もあるかと思います。

今回は、親会社が子会社に有していた債権をその子会社に現物出資した事案と保有している子会社の出資持分の評価損を計上した裁決をご紹介しま

## I. 子会社に対して有していた債権の現物出資

令3.3.2非公開裁決 (棄却) F 0 - 2 - 1032

#### <事案の概要>

A社(請求人)はB社(子会社)の 財務改善を図るため、A社の単独支援 による再建計画に基づき、B社への貸 付金の一部について返済を受け、残り の貸付金については、これを現物出資 財産として、B社に出資するいわゆる デット・エクイティ・スワップ(DES) を実行しました。

本件は、A社が、貸付金の帳簿価額 とDES実行日の時価との差額を子会 社投資損失として損益計算書の特別損 失に計上したところ、原処分庁が倒産 の危機にない子会社に対する経済合理 性のない過剰支援であるから、この損 失額は寄附金の額に該当するなどとし て、法人税等の更正処分等をした事案 です。

#### <審判所の判断>

審判所は、次のように判断し、A社の請求を棄却しました。

① 法人税基本通達 9 - 4 - 2 は、法人が債権放棄等をした場合において、例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その債権放棄等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その債権放棄等により供与する経済的利益の額は該当しないものとする旨を定めており、これは、債権放棄等を寄附金として取扱うべきでない場合を示したものであって、この取扱

- いは当審判所においても相当であると認められる。
- ② そうすると、債権放棄等が寄附金に該当しないといえるためには、当該債権放棄等がやむを得ず行われるものであること(必要性)と、合理的な再建計画に基づくものであること(相当性)の検討が必要であるというべきである。
- ③ 請求人は、本件DESに伴い、貸付金の時価をもって、B社に対する 持分の現物出資額と評価したことからすれば、本件DESにより生じた 損失額の実質は、当該現物出資に先立ってされた債権放棄の額(DESにより供与した経済的利益の額)であると認められる。
- ④ DES実行時のB社の最大の債権 者が請求人であり、債権者からの急 な債権の回収による資金繰り悪化も 見込まれないことからすれば、B社 の資金繰りの状況から、本件DES 実行時、B社が直ちに倒産の危機に あったとは認められない。
- ⑤ B社は、平成28年12月期においては実質債務超過への転落の危機にあり、また、平成29年12月期においては実質債務超過に陥ったものの、損益、資金繰り及び主要顧客との取引の各状況からみて、DESの実行時において、B社が倒産の危機にあったとまでは認められないから、本件DESの必要性があったとはいえない。
- ⑥ B社は、再建計画に基づき請求人 に対し、請求人の単独支援とする内 容で再建支援の依頼を行い、請求人 は、当該依頼のとおり対応したこと が認められ、そのほか証拠上、請求 人がB社に対する支援の方法等を検 討した事実は認められない。したが って、請求人は、DESを含む支援 策を実行したのみであることからす れば、請求人として、DES以外の 方法、例えば、DESのような現物 出資ではなく金銭の出資によること で本件損失額を生じさせないように する方法の検討や、他者との共同支 援の検討などをした事実は認められ ないのであり、このような再建計画 の実行の経過からみれば、本件DES

の再建計画としての合理性について は、大きな疑義があるといわざるを 得ない。

⑦ 以上を併せ考慮すると、本件DES は、必要性及び相当性がいずれも認められないから、請求人が、DES を実行したことについて相当な理由があったとはいえない。したがって、本件DESにより供与した経済的利益の額である本件損失額は、寄附金の額に該当するというべきである。

# Ⅱ. 子会社の資産状態の著しい悪化による株式評価損の計上

令2.12.16非公表裁決 (棄却) F 0 - 2 - 1020

#### <事案の概要>

A社 (請求人) の代表者甲は、中国にB社を設立し、その後A社はB社に対して出資し、B社の出資総額の71.8%の出資持分を取得しました。

本件は、B社の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したとして、A社が有価証券評価損を計上したところ、原処分庁が、当該評価損は損金の額に算入されないなどとして更正処分等をした事案です。

#### <審判所の判断>

審判所は、次のように判断をし、A 社の請求を棄却しました。

- ① 法人税法施行令68条 1 項及び同項 2 号口は、上場有価証券等以外の有 価証券に係る物損等の事実をもっ て、法人税法33条 2 項に規定する政 令で定める事実が生じたというため には、「有価証券を発行する法人の 資産状態が著しく悪化したこと」及 び「有価証券の価額が著しく低下し たこと」の2つの要件を満たす必要 がある。
- ② 本件出資持分について、子会社の 資産状態が著しく悪化したというためには、請求人が本件評価損を計上した平成27年12月期の終了の時(平成27年12月31日)における子会社の1口当たりの純資産価額が出資持分を取得した時(平成24年8月29日)の子会社の1口当たりの純資産価額

- と比較しておおむね50%以上下回る こととなった事実が必要となる。
- ③ この点について検討すると、本件では、請求人による出資持分の取得から平成27年12月31日までの間に、子会社の出資総額及びその持分比率に異動はないから、当該事実の有無を判断するに当たっては、1口当たりの純資産価額に引き直して計算することなく、両時点の子会社の純資産価額を比較して判断すれば足りると考えられるところ、平成27年12月期の終了の時における子会社の貸借対照表上の純資産価額は、出資持分の取得直後である平成24年8月31日現在の純資産価額に比して約26%下回っているにすぎない。
- ④ 当審判所に提出された証拠資料等によれば、平成27年12月期の終了の時において子会社の純資産価額が貸借対照表上の純資産価額と異なるなどとうかがわせる事情も見当たらない。そのため、平成27年12月期の終了の時における子会社の純資産価額と大幅に異なっているとはいえないし、出資持分を取得した時における子会社の純資産価額と比較しておおむね50%以上下回っているということもできない。
- ⑤ したがって、本件出資持分について、子会社の資産状態が著しく悪化したということはできないから、その他の要件について判断するまでもなく、法人税法施行令68条 1 項 2 号口に規定する事実が生じていたとは認められない。

#### おわりに

TAINSで検索される場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「子会社」と入力ください。「判決・裁決の日付」欄で令和の年月日を選択していただくと、最近の判決・裁決を検索できます。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or. jp〉にてお問い合わせください。

